

感染予防及び食中毒の予防蔓延防止のための指針

医療法人信和会
介護老人保健施設 和光園

1・当施設における感染症に関する基本的な考え方

施設内の感染症及び食中毒の発生や感染拡大を防止するために、使用者様に生活全般の援助を行う職員一人ひとりの衛生管理の意識を高め、感染予防に啓発と迅速な対応に努める。利用者様の安全確保をすべての判断基準の起点とし、発生時には二次感染の広がりを最小限の押さえるようにすみやかな情報収集と的確な指示の周知徹底を目的とします。

2・感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他の施設組織

(1)「感染予防対策委員会」を設置します。

①設置の目的

施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討、情報を整理し、職員全員への周知徹底を行うことを目的とし、感染予防対策委員会を設置します。

②委員会の構成

- ・医師
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・管理栄養士
- ・リハビリ職員

③委員会の開催

委員会は原則として毎週第一火曜日 16：00～定期的で開催する

④委員の役割

- ・感染予防策の立案
- ・感染予防対策に関する職員への指導
- ・新入居者様の感染症の既往の把握
- ・入居者様・職員の健康状態の把握
- ・各種マニュアル様式の見直し
- ・感染発生時の対応と報告

⑤感染発防止における各職種の役割

(施設長)

- 1・①協力病院や保健所に相談技術的な応援を依頼、指示を受けること。

(医師)

- 1・診断、処置方法の指示
- 2・各協力病院との連携

(看護職員)

- 1・医師、協力病院との連携
- 2・感染予防対応の職員への指導
- 3・感染発生時のケア、職毒等の衛生管理について指示
- 4・感染症発生時の対応指導、分析、再発防止案周知徹底
- 5・外来者への指導
- 6・早期発見、早期予防の取り組みの指導
- 7・経過記録の整備

(介護職員)

- 1・日常的なケアの現場の衛生管理
- 2・日常的なケアからの異常の早期発見

(管理栄養士)

- 1・食品管理、衛生管理の指導
- 2・食中毒予防の教育 指導の徹底
- 3・医師、看護職員の指示による利用者様の状態に応じた食事の提供
- 4・緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）

(リハビリ職員)

- 1・共有備品衛生管理

3・感染予防対策のための職員研修に関する基本指針

感染発生子防と職員の感染発生子防に関する意識の向上、感染予防対策実践への教育・研修を定期的かつ計画的に実施します

- ①毎年2回勉強会を開催します
- ②適時必要時に開催します
- ③職員の健康管理
 - ・定期的な健康診断
 - ・ワクチンの接種
 - ・健康に関する情報の発信

5・感染発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のために速やかに対応をとります

①緊急対策会議の開催

- ・施設長
- ・医師
- ・看護師長
- ・感染委員長
- ・事務長
- ・管理栄養士
- ・理学療法士

発生状況報告書をもとに初期対応の情報収集を行い、二次感染予防の徹底を図る

②感染症及び発生時の連絡体制 第一発見者→看護師→医師・看護師長→事務長→施設長

医師の役割

感染拡大の防止のための指示や施設長への状況報告と同時に感染者の重篤化を防ぐために必要な医療処置を行う

看護職員の役割

看護職員は医師の指示に従い、症状に応じたケアを実施するとともに介護職員等に対しケアや消毒等の衛生管理について指示をする。また病原体や感染源で汚染された機械や器具や設備等の消毒はそれらの特徴に応じて適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。さらに施設内での感染者の対応が困難な場合、地域の医療機関等へ移送する

介護士職員の役割

介護職員は看護職員の指示に従い、ケアを実施し職毒等の衛生管理を行い、感染拡散防止する

- ① 「発生状況の把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

6・来在者への対応

飛沫感染の恐れがある場合など感染症の蔓延防止の観点から、来在者に対して入居者様との接触を制限する必要性を施設長の指示に従い、事能の終息を図る

(附則) この指針は 2009年5月より施行する

改定 2012年4月30日

改定 2014年4月10日

改定 2016年4月10日改定

改定 2018年4月20日

改定 2020年4月20

改定 2021年4月1日